

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第4号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則
(国民健康保険課) … 2

告 示

- 告示第26号 令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(資産税課) … 2
- 告示第27号 宇治市収納代理金融機関の指定の取消し
(会計室) … 2

公 告

- 公告第12号 道路の位置の指定(建築指導課) … 2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第18号 選挙管理委員会の招集 2
- 告示第19号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間 2
- 告示第20号 宇治市各投票区の投票場所 2
- 告示第21号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ 3
- 告示第22号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間 3
- 告示第23号 宇治市各投票区の投票場所 3
- 告示第24号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ 4
- 告示第25号 選挙公報の配布方法等 4
- 告示第26号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任 4
- 告示第27号 選挙公報の配布方法等 5
- 告示第28号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任 5
- 告示第29号 直接請求に必要な選挙人の数 6

農 業 委 員 会

- 告示第2号 宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程 6

公 営 企 業

- 告示第4号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 6

- 告示第5号 宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関の指定取消し 6

宇治市長 松村 淳子

規則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第4号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年宇治市規則第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宇治市告示第26号

令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和5年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

- 縦覧場所 宇治市総務・市民協働部税務課
縦覧期間 令和5年4月3日から同年5月1日まで
縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで
縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人
審査の申出 固定資産課税台帳に新しく登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

宇治市告示第27号

宇治市収納代理金融機関の指定の取消しについて

宇治市収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年3月31日

- 1 名称 三井住友信託銀行株式会社
2 取消年月日 令和5年3月31日

公告

宇治市公告第12号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり行いました。

令和5年3月20日

宇治市長 松村 淳子

Table with 4 columns: 指定番号, 指定年月日, 道路の位置, 延長及び幅員. Row 1: 宇市第178号, 令和5年3月8日, 宇治市羽拍子町59-8, 延長: 21.44m, 幅員: 6.00m

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第18号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

- 日時 令和5年3月1日（木） 午前9時30分～
場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
議題 選挙人名簿の選挙時登録について 他
日時 令和5年3月30日（木） 午前10時～
場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
日時 令和5年4月9日（日） 午前9時～
場所 宇治市役所 501会議室
日時 令和5年4月15日（土） 午前10時～
場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
日時 令和5年4月23日（日） 午前9時～
場所 宇治市役所 501会議室

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第19号

選挙人名簿登録の移替をしない期間について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替をしない期間を次のとおり定めます。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

令和5年3月14日から同年4月9日までの間

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第20号

宇治市各投票区の投票場所について

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における宇

治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

| 投票区 | 投票所の施設の名称 | 所在地 | 投票区 | 投票所の施設の名称 | 所在地 |
|-----|----------------------------|------------------|-----|--------------------|-----------------|
| 1 | 宇治市川東集会所 | 宇治市宇治東内21番地の乙 | 25 | 宇治市立東宇治中学校 第二体育館 | 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1 |
| 2 | 宇治市立宇治中学校 多目的室 | 宇治市宇治矢落64番地の1 | 26 | 宇治市三室戸北集会所 | 宇治市菟道出口40番地の71 |
| 3 | 宇治市菟道ふれあいセンター | 宇治市宇治妙楽128番地の1 | 27 | 宇治市立木幡小学校 体育館 | 宇治市木幡赤塚4番地 |
| 4 | 宇治市職員会館 | 宇治市宇治下居13番地の1 | 28 | 宇治市立西大久保小学校 体育館 | 宇治市大久保町旦棟25番地 |
| 5 | 宇治市城南荘集会所 | 宇治市神明宮東88番地 | 29 | 宇治市立南部小学校 体育館 | 宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1 |
| 6 | 白川集会所 | 宇治市白川宮ノ前3番地の5 | 30 | 宇治市立岡屋小学校 体育館 | 宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3 |
| 7 | 宇治市横島集会所 | 宇治市横島町北内24番地の2 | 31 | 宇治市東宇治地域福祉センター 研修室 | 宇治市五ヶ庄折坂5番地の149 |
| 8 | 宇治市横島コミュニティセンター 大会議室 | 宇治市横島町大川原27番地の5 | 32 | 宇治市立南小倉小学校 体育館 | 宇治市小倉町南浦40番地の1 |
| 9 | 宇治市小倉公民館 会議室 | 宇治市小倉町寺内91番地 | 33 | 宇治市立西小倉小学校 体育館 | 宇治市伊勢町遊田69番地 |
| 10 | 宇治市立伊勢田小学校 体育館 | 宇治市伊勢田町井尻3番地 | 34 | 宇治市立御蔵山小学校 体育館 | 宇治市木幡御蔵山39番地の4 |
| 11 | 宇治市開地域福祉センター | 宇治市開町44番地の13 | 35 | 宇治市立神明小学校 体育館 | 宇治市神明石塚32番地 |
| 12 | 宇治市広野公民館 会議室 | 宇治市広野町寺山17番地の403 | 36 | 宇治市緑ヶ原集会所 | 宇治市広野町新成田27番地 |
| 13 | 宇治市立木幡保育所 遊戯室 | 宇治市木幡東中10番地の2 | 37 | 宇治市立北小倉小学校 体育館 | 宇治市小倉町堀池72番地 |
| 14 | 宇治市立宇治黄檗学園 音楽室 | 宇治市五ヶ庄三番割27番地 | 38 | 宇治市立横島小学校 体育館 | 宇治市横島町吹前35番地 |
| 15 | 宇治市菟道集会所 | 宇治市菟道河原7番地の1 | 39 | 宇治市立西宇治中学校 柔剣道場 | 宇治市伊勢町南山21番地の1 |
| 16 | 宇治市志津川集会所 | 宇治市志津川南組16番地の3 | 40 | 宇治市西小倉集会所 | 宇治市小倉町南堀池52番地の3 |
| 17 | 宇治市笠取集会所 | 宇治市東笠取福出23番地の4 | 41 | 宇治市立平盛小学校 体育館 | 宇治市大久保町平盛91番地の3 |
| 18 | 宇治市笠取南部集会所 | 宇治市炭山直谷31番地の12 | 42 | 宇治市立大開小学校 体育館 | 宇治市広野町大開35番地 |
| 19 | 旦椋公会堂 | 宇治市大久保町北ノ山107番地 | 43 | 宇治市明星集会所 | 宇治市明星町一丁目9番地の87 |
| 20 | 宇治市立小倉小学校 体育館 | 宇治市小倉町西畑1番地の4 | 44 | 宇治市木幡公民館 会議室 | 宇治市木幡内畑34番地の7 |
| 21 | 宇治市六地藏公会堂 | 宇治市六地藏奈良町35番地の10 | 45 | 宇治市立北横島小学校 体育館 | 宇治市横島町本屋敷40番地の2 |
| 22 | JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあうじ) 会議室1 | 宇治市宇治里尻5番地の9 | 46 | 宇治市立菟道第二小学校 体育館 | 宇治市宇治琵琶63番地の3 |
| 23 | 宇治市立大久保小学校 体育館 | 宇治市広野町中島1番地の1 | 47 | 宇治市南陵南集会所 | 宇治市南陵町三丁目1番地の74 |
| 24 | 宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室 | 宇治市小倉町南堀池107番地の1 | 48 | 京都府立東宇治高校 格技場 | 宇治市木幡平尾43番地の2 |
| | | | 49 | 宇治市中畑集会所 | 宇治市小倉町中畑49番地の3 |

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第21号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰上げ、午後7時とします。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

第17区投票所 (宇治市笠取集会所)

第18区投票所 (宇治市笠取南部集会所)

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第22号

選挙人名簿登録の移替えをしない期間について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替えをしない期間を次のとおり定めます。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

令和5年3月25日から同年4月23日までの間

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第23号

宇治市各投票区の投票場所について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

| 投票区 | 投票所の施設の名称 | 所在地 | 投票区 | 投票所の施設の名称 | 所在地 |
|-----|----------------------------|------------------|-----|--------------------|-----------------|
| 1 | 宇治市川東集会所 | 宇治市宇治東内21番地の乙 | 25 | 宇治市立東宇治中学校 第二体育館 | 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1 |
| 2 | 宇治市立宇治中学校 多目的室 | 宇治市宇治矢落64番地の1 | 26 | 宇治市三室戸北集会所 | 宇治市菟道出口40番地の71 |
| 3 | 宇治市菟道ふれあいセンター | 宇治市宇治妙楽128番地の1 | 27 | 宇治市立木幡小学校 体育館 | 宇治市木幡赤塚4番地 |
| 4 | 宇治市職員会館 | 宇治市宇治下居13番地の1 | 28 | 宇治市立西大久保小学校 体育館 | 宇治市大久保町旦椋25番地 |
| 5 | 宇治市城南荘集会所 | 宇治市神明宮東88番地 | 29 | 宇治市立南部小学校 体育館 | 宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1 |
| 6 | 白川集会所 | 宇治市白川宮ノ前3番地の5 | 30 | 宇治市立岡屋小学校 体育館 | 宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3 |
| 7 | 宇治市横島集会所 | 宇治市横島町北内24番地の2 | 31 | 宇治市東宇治地域福祉センター 研修室 | 宇治市五ヶ庄折坂5番地の149 |
| 8 | 宇治市横島コミュニティセンター 大会議室 | 宇治市横島町大川原27番地の5 | 32 | 宇治市立南小倉小学校 体育館 | 宇治市小倉町南浦40番地の1 |
| 9 | 宇治市小倉公民館 会議室 | 宇治市小倉町寺内91番地 | 33 | 宇治市立西小倉小学校 体育館 | 宇治市伊勢田町遊田69番地 |
| 10 | 宇治市立伊勢田小学校 体育館 | 宇治市伊勢田町井尻3番地 | 34 | 宇治市立御蔵山小学校 体育館 | 宇治市木幡御蔵山39番地の4 |
| 11 | 宇治市開地域福祉センター | 宇治市開町44番地の13 | 35 | 宇治市立神明小学校 体育館 | 宇治市神明石塚32番地 |
| 12 | 宇治市広野公民館 会議室 | 宇治市広野町寺山17番地の403 | 36 | 宇治市緑ヶ原集会所 | 宇治市広野町新成田27番地 |
| 13 | 宇治市立木幡保育所 遊戯室 | 宇治市木幡東中10番地の2 | 37 | 宇治市立北小倉小学校 体育館 | 宇治市小倉町堀地72番地 |
| 14 | 宇治市立宇治黄檗学園 音楽室 | 宇治市五ヶ庄三番割27番地 | 38 | 宇治市立横島小学校 体育館 | 宇治市横島町吹前35番地 |
| 15 | 宇治市菟道集会所 | 宇治市菟道河原7番地の1 | 39 | 宇治市立西宇治中学校 柔剣道場 | 宇治市伊勢田町南山21番地の1 |
| 16 | 宇治市志津川集会所 | 宇治市志津川南組16番地の3 | 40 | 宇治市西小倉集会所 | 宇治市小倉町南堀池52番地の3 |
| 17 | 宇治市笠取集会所 | 宇治市東笠取福出23番地の4 | 41 | 宇治市立平盛小学校 体育館 | 宇治市大久保町平盛91番地の3 |
| 18 | 宇治市笠取南部集会所 | 宇治市炭山直谷31番地の12 | 42 | 宇治市立大開小学校 体育館 | 宇治市広野町大開35番地 |
| 19 | 旦椋公会堂 | 宇治市大久保町北ノ山107番地 | 43 | 宇治市明星集会所 | 宇治市明星町一丁目9番地の87 |
| 20 | 宇治市立小倉小学校 体育館 | 宇治市小倉町西畑1番地の4 | 44 | 宇治市木幡公民館 会議室 | 宇治市木幡内畑34番地の7 |
| 21 | 宇治市六地藏公会堂 | 宇治市六地藏奈良町35番地の10 | 45 | 宇治市立北横島小学校 体育館 | 宇治市横島町本屋敷40番地の2 |
| 22 | JR宇治駅前市民交流プラザ(ゆめりあうじ) 会議室1 | 宇治市宇治里尻5番地の9 | 46 | 宇治市立菟道第二小学校 体育館 | 宇治市宇治琵琶63番地の3 |
| 23 | 宇治市立大久保小学校 体育館 | 宇治市広野町中島1番地の1 | 47 | 宇治市南陵南集会所 | 宇治市南陵町三丁目1番地の74 |
| 24 | 宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室 | 宇治市小倉町南堀池107番地の1 | 48 | 京都府立東宇治高校 格技場 | 宇治市木幡平尾43番地の2 |
| | | | 49 | 宇治市中畑集会所 | 宇治市小倉町中畑49番地の3 |

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第24号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて
 令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰上げ、午後7時とします。
 令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 長谷部 松子

- 第17区投票所 (宇治市笠取集会所)
- 第18区投票所 (宇治市笠取南部集会所)

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第25号

選挙公報の配布方法等について
 令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。
 令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 長谷部 松子

選挙公報の配布方法等
 配布方法 各世帯への個別配布
 配布予定日 令和5年4月3日～4月7日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第26号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
 令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任するものとする。
 令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 長谷部 松子

(京都府議会議員一般選挙)期日前投票所の場所 宇治市役所(前半:8:30～14:15、後半:14:15～20:00)

| 職務を行うべき日 | 全日 半日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|----------|----------|-------|-----|--------|-----|
| | | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 4月1日 | 全日 | | | | |
| 4月2日 | 全日 | | | | |
| 4月3日 | 前半 | | | | |
| | 後半 | | | | |
| 4月4日 | 前半 | | | | |
| | 後半 | | | | |

| | | | | | |
|------|----|--|--|--|--|
| 4月5日 | 全日 | | | | |
| 4月6日 | 前半 | | | | |
| | 後半 | | | | |
| 4月7日 | 全日 | | | | |
| 4月8日 | 全日 | | | | |

(京都府議会議員一般選挙)期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東

| 職務を行うべき日 | 全日 半日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|----------|----------|-------|-----|--------|-----|
| | | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 4月6日 | 全日 | | | | |
| 4月7日 | 全日 | | | | |
| 4月8日 | 全日 | | | | |

(京都府議会議員一般選挙)期日前投票所の場所 宇治市産業振興センター

| 職務を行うべき日 | 全日 半日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|----------|----------|-------|-----|--------|-----|
| | | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 4月7日 | 全日 | | | | |
| 4月8日 | 全日 | | | | |
| 4月9日 | 全日 | | | | |

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第27号

選挙公報の配布方法等について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における選挙公報は、次のとおり配布します。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

選挙公報の配布方法等

配布方法 各世帯への個別配布
配布予定日 令和5年4月18日～4月21日

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第28号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和5年4月23日執行予定の宇治市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任するものとする。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

(宇治市議会議員一般選挙)期日前投票所の場所 宇治市役所(前半:8:30～14:15、後半:14:15～20:00)

| 職務を行うべき日 | 全日 半日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|----------|----------|-------|-----|--------|-----|
| | | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 4月17日 | 前半 | | | | |
| | 後半 | | | | |
| 4月18日 | 前半 | | | | |
| | 後半 | | | | |
| 4月19日 | 全日 | | | | |
| 4月20日 | 全日 | | | | |
| 4月21日 | 全日 | | | | |
| 4月22日 | 全日 | | | | |

(宇治市議会議員一般選挙)期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東

| 職務を行うべき日 | 全日 半日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|----------|----------|-------|-----|--------|-----|
| | | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 4月20日 | 全日 | | | | |
| 4月21日 | 全日 | | | | |

| | | | | | |
|-------|----|--|--|--|--|
| 4月22日 | 前半 | | | | |
| | 後半 | | | | |

(宇治市議会議員一般選挙)期日前投票所の場所 宇治市産業振興センター

| 職務を行うべき日 | 全日 半日 | 投票管理者 | | 同職務代理者 | |
|----------|----------|-------|-----|--------|-----|
| | | 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 4月20日 | 全日 | | | | |
| 4月21日 | 全日 | | | | |
| 4月22日 | 全日 | | | | |

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第29号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和5年3月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和5年3月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,056人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,929人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,465人

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会告示第2号

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

宇治市農業委員会規程の一部を改正する規程

宇治市農業委員会規程（昭和58年宇治市農業委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第24号を次のように改める。

(24) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

| 供用及び処理開始年月日 | 供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置 | 排水施設の合流式又は分流式の別 | 終末処理場の位置及び名称 |
|-------------|--|-----------------|--------------------|
| 令和5年3月31日 | 五ヶ庄北ノ庄の一部 | 分流式 | 宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター |
| 令和5年3月31日 | 宇治塔川の一部、横島町菌場の一部・中川原の一部、広野町大開の一部・寺山の一部 | 分流式 | 八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター |

宇治市上下水道事業告示第5号

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関の指定取消しについて

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関の指定取消しを次のとおり行ったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示します。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定取消し金融機関 三井住友信託銀行株式会社
- 2 指定取消し日 令和5年3月31日
- 3 指定取消しにより終了する業務 宇治市水道事業及び下水道事業の公金収納